

ノウ フク



長崎県 農福連携のすすめ

長崎県 農業経営課
令和4年2月28日

目次

1	農福連携の基礎	1
2	取組事例の紹介	
	スナップエンドウ・ジャンボシシトウの収穫作業(長崎市・西海市)	3
	カーネーションの芽摘み作業(大村市)	
	ねぎの出荷箱作成・播種作業(島原市)	4
	いちごの管理作業(雲仙市)	
	いちごの管理作業(佐世保市)	5
	花き出荷箱作成作業(壱岐市)	
3	農作業マニュアル	
	いちごの定植補助作業(高設)	6
	いちごの定植補助作業(地床)	7
	いちごの葉かき作業	8
	みかんの収穫作業	9
	きゅうりの下葉片付け作業	10
4	Q&A	11
5	農福連携を上手く進めるためのコツ	12

1

農福連携の基礎

農福連携とは

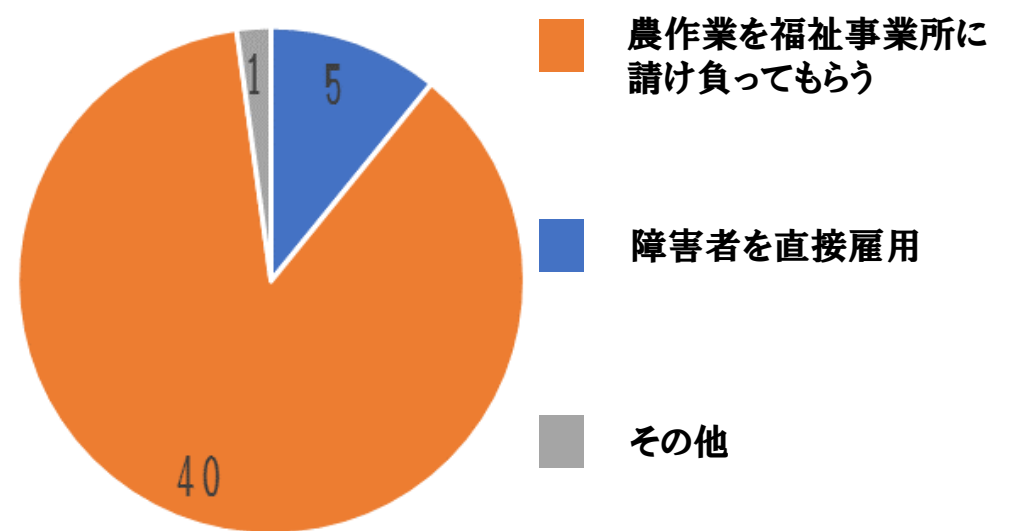
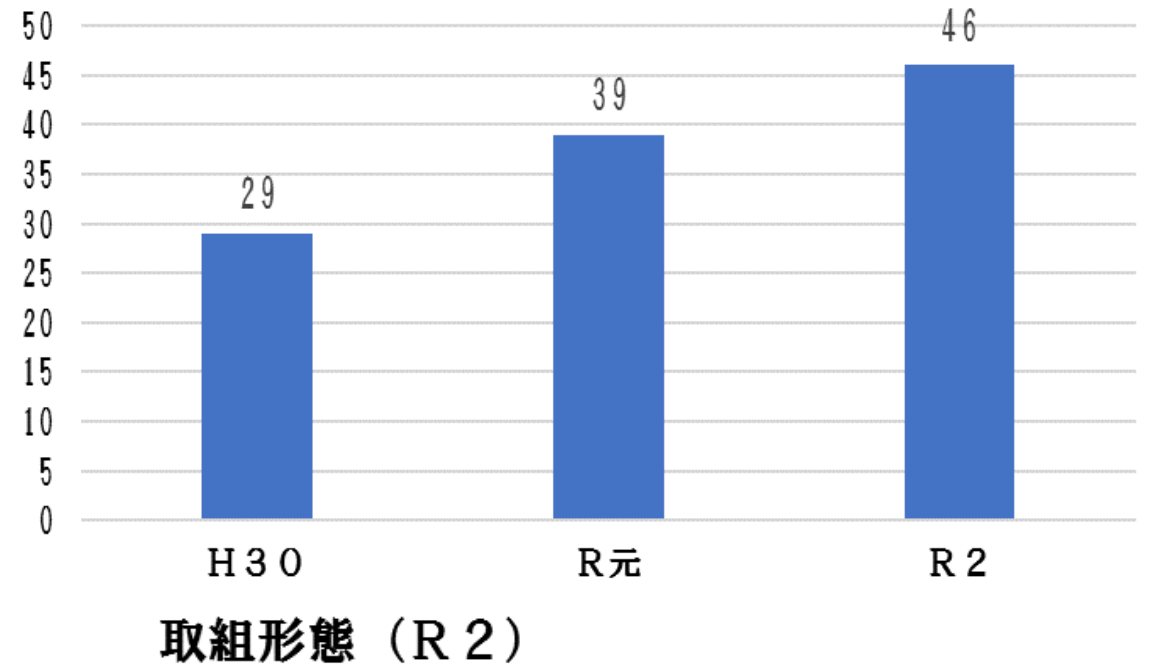
農福連携とは、障害者等の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取組のことです。

農業分野においては、障害者の受入れは働き手（農業労働力）の確保つながら、福祉分野においては、就労先の創出（確保）や工賃・賃金の向上につながることを期待されます。

長崎県においても、平成30年度より農福連携の取組を推進しており、農福連携に取り組む農業者数は増加傾向にあります。

本冊子では、実際に農福連携に取り組まれている農業者皆さんの事例として、障害者の方が行っている作業内容、上手くいった要因、注意事項などを紹介します。

農福連携に取り組む農業経営体数の推移



H30～R2: 農業経営課調べ

障害の種類

- ▶ 身体障害者** 身体障害者福祉法では、身体上の障害がある18歳以上の者であって、身体障害者手帳の交付を受けた者と定義されます。その種類は、視覚障害、聴覚障害、音声・言語障害、肢体不自由、内部障害の5種類に大別されます。
- ▶ 知的障害者** 法律での定義はありませんが、厚労省の知的障害（者）基礎調査では、知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じるため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるものと定義され、障害の程度により重度・中度・軽度に分類されます。
- ▶ 精神障害者** 精神保健及び精神障害福祉に関する法律において、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者と定義されています。

1) 農福連携の種類(主なもの)

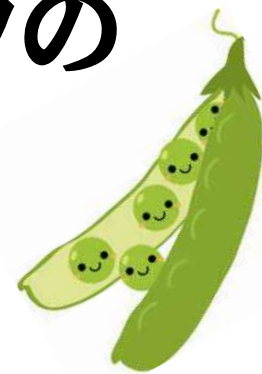
- ▶ 福祉事業所が、**自ら農業生産を行う(農業参入)**
- ▶ 福祉事業所が、**農作業を請負う(施設外就労)**
- ▶ 農業者、農業法人が、**障害者等を雇用する(直接雇用など)**

2) 農福連携に係る福祉事業所の種類

	就労移行支援	就労継続支援 A型(雇用型)	就労継続支援 B型(非雇用型)
対象 (利用者)	一般企業への就職を目指す原則65歳未満の方	企業などに就労することが困難な方であって、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な原則65歳未満の方	企業などに雇用されることが困難な就労経験のある障害のある方
支援内容	生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援など	雇用契約に基づく生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練など	生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練など
事業所と利用者の雇用契約の有無	無 ※利用期間は原則2年	有	無
支払	-	雇用契約に基づく、「賃金」が支払われる	「工賃」が支払われる
県内の事業所の数 (R 3.10現在)	45ヶ所	64ヶ所	275ヶ所

取組事例

01

スナップエンドウ・ジャンボシシトウの
収穫作業（長崎市・西海市）

きっかけ

- ・農業を通じてひとりでも多くの障害者の方に、社会参画してもらいたいと思い、地元の福祉事業所に自ら相談し、契約へと進んだ。

作業内容

- ・収穫、選果、パック詰め、収穫後の支柱撤去等一連の作業
- ・午前中は10時から11時30分まで、午後は1時30分から3時30分まで



効果

- ・農家側：職場内に楽しい雰囲気生まれている。労力補完につながっている。
- ・福祉側：障害者さんが自分に自信を持てるようになり、社会参画につながっている。

上手くいった要因

- ・当日の目標に達するまでの作業行程を、概ね福祉事業所の指導員さんに委ねている。委ねることで、利用者も安心して働くことができ、当日の作業目標はほとんど達成されている。

作業環境

- ・休憩場所：ハウス横の作業所を休憩所として利用。
- ・トイレ：圃場毎に簡易トイレを設置

注意事項

- ・コミュニケーションを密にとること。
- ・作業内容を前日には伝えること。



取組事例

02

カーネーションの
芽摘み作業（大村市）

きっかけ

- ・規模拡大に伴い、労力確保が必要であった。花き農家が農福連携に取り組んでおり、話を聞いて興味を持った。市農業関係課に相談した。
- ・その後、市福祉関係課より福祉事業所の紹介を受けることができた。

作業時間・内容

- ・スタンダードタイプのカーネーションに仕上げるために、側芽を全て除去する作業
- ・事業所により作業時間は異なる。(AMのみなど)



効果

- ・作業にも慣れてきて、10月から6月まで労力として来てもらっている。
- ・障害者の方が植物に触れることを、喜んでもらっている。

上手くいった要因

- ・福祉事業所の支援員と作業しながら内容を検討しマニュアル化。実習を行いながら技術を習得した。
- ・支援員が障害者へ作業内容を指導し、作業状況を確認し、補正した。

作業環境

- ・休憩場所：コンテナ部屋を設置
- ・トイレ：休憩所に簡易トイレを設置

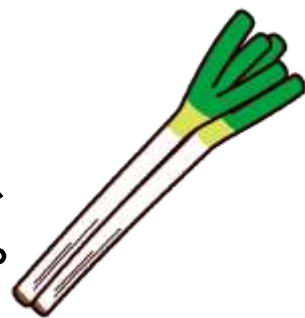
注意事項

ハウス内での作業になるため、特に暑い時期は熱中症対策に留意する。

ねぎの出荷箱作成・播種作業

(雲仙市・栗原光博氏)

※ご本人の了承を得て、氏名を掲載しています。



きっかけ

・地域内の労働力確保が困難だったため、農福連携に取り組んだ。さらにオリンピック、パラリンピックの開催と輸出を見据えて、商品の価値創造のため「ノウフクJAS」を取得した。

効果

- ・商品力がアップし売り上げが確実に伸びてきた。
- ・良いお客さん(購入者)が増加した。

作業内容

上手くいった要因

- ・障害者の方の能力に応じたペースで作業を実施
- ・障害者の方々と一緒に作っているという価値観を共有
- ・休憩時のコミュニケーションに努めている。

作業環境

- ・手傷、熱中症などのための配置薬、飲料水を常備

注意事項

- ・JGAPに基づく労働安全と衛生管理の徹底

①出荷箱作成：福祉事業所にて作業



②播種作業の補助(1日・2人/週)



いちごの管理作業(雲仙市)



きっかけ

- ・福祉事業所の代表と知り合いであった。
- ・4-5年間、単発での契約後、2020年からは周年で契約中。

効果

- ・経営主が行わないといけな作業・労働に十分に時間をとれるようになった。
- ・段取りを、しっかりと考えるようになった。

作業内容

定植、摘果、葉かぎ、土づくり、収穫後片付

上手くいった要因

- ・簡単な作業から始めて、依頼することを順次増やしていった。
- ・施設スタッフとの意思疎通をしっかりと行った。

作業環境

- ・定期的な休憩を促す。
- ・施設スタッフからの提案に併せて適宜改善している。

注意事項

- ・施設スタッフに具体的に時間を掛けて作業を説明する。わからないことは都度聞いてもらう。



いちごの管理作業（佐世保市）



きっかけ

- ・近隣の農家が農福連携に取り組んでいることから、興味を抱き、県の振興局に相談した。
- ・その後、振興局より市内のいちご栽培に取り組んでいる福祉事業所の紹介を受けた。

作業内容

- ・いちごの管理作業（葉かき、片付け、除草等）
- ・午前10時30分から12時、午後1時から3時



効果

- ・単純作業を依頼し、栽培管理の時間を確保することができた。

上手くいった要因

- ・失敗につながらない単純な作業を検討した。
- ・福祉事業所がいちご栽培をしており、作業内容を理解してもらいやすかった。
- ・年間通じた作業を依頼し、信頼関係を構築できた。

作業環境

- ・整理整頓を心掛け、作業しやすいように動線等を整備。
- ・福祉事業所が近隣であるため、昼休憩は戻ってからとってもらうことができた。

注意事項

- ・暑さ対策に留意し、休憩はこまめにとってもらう。

花き出荷箱作成作業（壱岐市）



きっかけ

- ・経営主の規模拡大に伴い、箱作り等の軽作業での労力不足を感じていた。
- ・普及員から農福連携による労力確保を提案
- ・地域の福祉事業所とのマッチングを行った。

作業時間

- ・午前中10時30分～午後1時30分（昼1時間休憩）



効果

- ・箱作り作業での労力が安定確保できた。
- ・福祉事業所の利用者の工賃UPと作業環境の改善（前向きに施設外就労に取り組んでいる）

上手くいった要因

- ・経営主の利益と事業所の利益が一致
- ・経営主が農福連携に対する理解がある。
- ・経営主と福祉事業所指導員の連携が取れている。（作業量・日程調整がスムーズに出来ている）

作業環境

- ・作業小屋にエアコンがある
- ・トイレ、休憩場所が作業小屋に隣接している。

注意事項

- ・経営主と福祉事業所の意向のすり合わせ
- ・作業時間や工賃等を十分に協議

いちごの定植補助作業(高設)
(県央地域)

いちごの高設ベンチ栽培での定植作業は、例年9月頃に行われます。ハウスのビニールが張っていないため、雨天時等作業が出来ない場合があります。

手首を使って、苗や土を扱う作業です。苗の向きを揃えて植える作業になりますので、持続した注意力が必要になります。

暑さが厳しい時期でもありますので、熱中症対策等を行い、体調管理に気を付けながら作業を行いましょう。

作業工程



①作業を始める前に、手袋をはめる。苗(ポット)をベンチの上に置いていく。



②苗をひっくり返してポットから外す。葉を折らないように注意する。



③植える場所に穴が掘ってあるので苗を片手で持ち、もう片方の手で穴を広げながら苗を差し込む



④通路側がランナーの反対側になるように植える。・苗は心持ち通路側に苗を傾け気味に植える。



⑤ぐらつきがないように上から両手で培土をぎゅっと押さえる。



⑥定植が終わった後に1株ずつ水をやる。

作業場所



作業分析

作業時期

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----

難易度

易しい	普通	難しい
-----	----	-----

障害の種類

身体	知的	精神
----	----	----

いちごの定植補助作業(地床) (島原地域)



9月に苗の検査終了後に定植作業に入ります。

育苗施設は野外が多く、移植先はハウス内ですが、ビニールを剥いている時期での作業となり、天候に左右されます。

作業内容はコンテナ運搬など一部力が必要であり、苗を土に植える際には向きに注意が必要です。

○必要な道具：軍手、長靴

作業工程



①苗をコンテナに入れる



②コンテナを積む→移動



③植える位置に印をつける



④苗を置く



⑤苗同士を交互に配置



⑥苗を植える。
※植える向きに注意

作業場所

育苗場所



植える場所



作業分析

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----

難易度

易しい

普通

難しい

障害の種類

身体

知的

精神

いちごの葉かき作業 (県北地域)



いちごの葉かき作業は、10月から本圃での管理が始まり、5月まで続きます。また、苗の葉かき作業は、ランナー切り離し後7、8月に行います。県北地域全域でいちごは栽培されており、本圃の管理はビニールハウスの中で、苗の管理は野外での作業となります。

野外での作業は熱中症対策が必須です。作業は比較的容易ですが、細かい管理であるため、手先が器用な人が適しています。

作業工程



①結果枝に傷をつけないよう株元まで手を入れる



②外側の葉から株元からはぐ



③はいだ葉を作業エプロンに入れる



④コンテナに葉を入れてハウス外に持ち出す

作業場所

ハウス内
10月～5月



野外作業
8月～9月



⑤葉かき前



⑥葉かき後

作業分析

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

難易度

易しい

普通

難しい

障害の種類

身体

知的

精神

みかんの収穫作業 (長崎西彼地域)



みかんの収穫は、主に10月から12月まで、野外で、雨天でない日に行われます。主に山の斜面で栽培されているため、足場がよくない畑があります。収穫はさみで「2度切り」を行うため、はさみを使える利用者でなければ難しいです。また、刺し傷があるみかん、腐ったみかんは収穫かごに入れないなどの判断が必要となります。留意点は、収穫したみかんはそのまま商品となりますので、丁寧な取扱いが必要です。このため、作業の前に手指の爪は短めに切り、手袋を必ず着用して作業を行います。

作業工程



①みかんをひっぱらないように手を添える



②葉の下、果実から1~2cm上の部分の枝を1度はさみで切る



③もう1度はさみで枝を切る
※みかんのへたを傷つけない



④2度切り後の正しい切り口
※枝を残しすぎない
※へたの★まで切らない



⑤みかんを収穫かごに入れる
※刺し傷有、腐れを入れない



⑥低い位置でかごからコンテナに移しかえる
※高い位置から移さない

作業場所



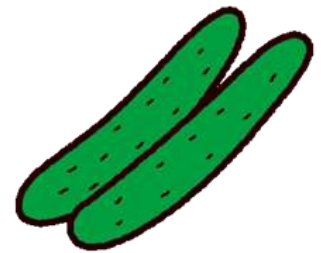
作業分析

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----

難易度 易しい 普通 難しい

障害の種類 身体 知的 精神

きゅうりの下葉片付け作業 (県央地域)



作業工程

きゅうりの手入れの後に除去した葉等の片付けが必要です。片付け作業を怠ると、病害虫等が発生しやすくなるので管理作業と並行して片付け作業を行う必要があります。

ハウス内で雨天時も作業が可能ですが、気温や湿度が高くなる時期がありますので、熱中症対策等の体調管理に気を付けながら作業を行いましょう。



①道具を用意
(例：コンテナと台車)



②通路やきゅうりの根元にある除去した葉等をコンテナに入れる



③除去した葉等をコンテナに入れてしまってから前進する



④コンテナの持ち手より上の量になったら回収場所に運ぶ
(山盛りにしない)



⑤回収場所に置く



⑥コンテナを積む場合は3段まで

作業場所



作業分析

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

難易度 易しい 普通 難しい

障害の種類 身体 知的 精神

4 Q&A

Q1 農業者にとって施設外就労の特徴的なメリットは何ですか。

→単純作業を任せることで、他の作業に専念できるとともに、作業環境や作業工程を見直すことで生産効率が上がり、経営の好成績が期待されます。

Q2 福祉事業所は、どのように探せますか。

→県障害福祉課のホームページからご確認ください。 [長崎県 福祉事業所](#) 

Q3 農福連携に興味がありますが、どちらに相談すればよいですか。

→12ページの最寄の振興局若しくは県庁農業経営課及び障害福祉課へお問い合わせください。

Q4 就業時間はどのくらいですか。また何人くらい来てもらえるのですか。

→作業委託(施設外就労)の場合、時間は午前10時～午後3時が一般的です。人数は、個々の作業能力と作業内容から適正な人数が、職員引率・送迎つきで来てくれます。事業所により詳細は異なりますので、直接ご確認ください。

Q5 農作業の指示はどなたにすればよいですか。

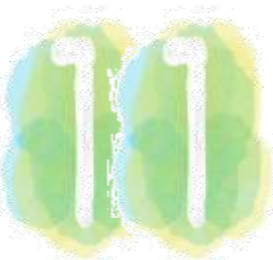
→障害者と一緒に来られる福祉事業所の支援員さんへ指示いただければ、支援員から障害者の皆さんへ指示内容が伝達されます。

Q6 作業中の事故やケガにはどのように対応したらよいでしょうか。

→施設外就労の場合、引率の事業所の支援員さんが対応してくれますし、事業所が加入している保険で対応できるのが一般的です。農業者も危険箇所の点検や整理整頓など安全対策に取り組みましょう。

Q7 施設外就労の料金はどのくらいですか。

→金額は福祉事業所との交渉により決まりますが、通常雇用労賃同様、作業への対価を適切に払うことを理解しておきましょう。



5 農福連携の上手く進めるためのコツ

- POINT 1** はじめは、単純で簡単な作業から福祉事業所と連携ができないか考えましょう。
- POINT 2** 作業を工程ごとに細かく細分化し、マニュアルを作成するなど、分かりやすい作業指示を心がけましょう。
- POINT 3** 障害者への作業指示は福祉事業所の職員さんが行いますので、事前に職員さんへの作業研修をしっかりと行いましょう。
- POINT 4** トラブルを回避するために、福祉事業所とコミュニケーションを図り、作業内容・進捗状況・要望などについて共有を図りましょう。

問い合わせ先

▶ 長崎県農業経営課		095-895-2937
長崎県障害福祉課		095-895-2455
▶ 各振興局		
県央振興局	長崎地域普及課	} ----- 0957-22-0057
〃	諫早地域普及課	
〃	大村・東彼地域普及課	
〃	西海事務所	
島原振興局	島原地域普及課	0957-62-3677
〃	雲仙地域普及課	0957-63-0462
〃	南島原地域普及課	0957-62-8050
県北振興局	南部地域普及課	} ----- 0956-41-2033
〃	北部地域普及課	
五島振興局	農業振興普及課	0959-72-5115
壱岐振興局	農業振興普及課	0920-45-3038
対馬振興局	農業振興普及課	0920-52-4011